

湖南省指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 目的

本要項は、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 21 条に基づき、市民の安全と健康を守るため、市内に所在する施設を「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」として指定するにあたり、その運営の基準や手続きおよび募集について定めるものである。

2 募集対象

目的に賛同し、市内に所在する施設で、以下の要件を満たす施設を対象とする。

3 指定の要件

クーリングシェルターは次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 通風・換気設備が適切に設置されていること。
- (2) 利用者が休憩できる椅子・ソファ等の設備が整っていること。
- (3) 利用者が購入または持ち込み等により熱中症予防のための飲食が可能であること。
- (4) 利用者へのクーリングシェルター周知のための表示物を施設の見やすい場所に設置できること。
- (5) 市が配付する熱中症予防のためのポスターの掲示やチラシの配架に可能な限り協力できること。
- (6) 滋賀県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、開放可能日時において当該施設を市民等に無料開放すること。
- (7) 市に対し費用負担を求めないこと。

4 申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、電子メール、FAX で市健康政策課へ提出すること。

5 申請後の流れ

- (1) 申請書提出後、市担当部署が現地確認を行い、基準の充足を確認、協定内容を協議する。
- (2) 協定を締結する。
- (3) 市ホームページでクーリングシェルター施設情報を公表する。
- (4) 市からの連絡等により、滋賀県内の熱中症特別警戒情報の発表を把握したときは、開放可能日時において当該施設を市民等に無料開放する。
- (5) クーリングシェルター施設情報に変更があった場合には速やかに市に連絡する。

6 運用期間

毎年概ね4月第4水曜日から10月第4水曜日までの間、気象庁等が発表する熱中症警戒アラート発令期間中に、運用を行うものとする。

7 利用者対応

利用者に対し、利用方法・注意事項をわかりやすく掲示すること。

熱中症予防啓発のためのポスターやパンフレット等の情報を適時提供し、利用者の理解を促進すること。

8 責任範囲

施設管理者は、施設の安全管理および適切な運営に関するすべての責任を負うものとする。

市は指定・運用支援および情報提供を行い、費用負担は一切行わない。

利用者の安全確保および緊急対応については、施設管理者が主体的に対応すること。

9 登録解除

施設管理者は、運営困難等の理由により登録解除を希望する場合、市へ所定の手続きで申請することができる。

運営状況や法令違反等により、市が不相当と認めた場合、指定解除を行うことがある。

10 問い合わせ先

（部署名） 湖南省健康福祉部健康政策課 熱中症担当

住所：〒520-3223 滋賀県湖南省夏見 588 番地

電話：0748-72-4008

FAX：0748-71-1481

メール：kenkou@city.shiga-konan.lg.jp